

主 文

- 1 被告は、原告有限会社Aに対し、361万1089円及びこれに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告Bに対し、126万5305円及びこれに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告Cに対し、58万9438円及びこれに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 4 被告は、原告Dに対し、18万7135円及びこれに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを10分し、その1を被告の負担とし、その余は原告らの負担とする。
- 7 この判決は、第1項ないし第4項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、

- ① 原告有限会社Aに対し、2848万1191円、
- ② 原告Bに対し、1357万2975円、
- ③ 原告Cに対し、1133万1833円、
- ④ 原告Dに対し、277万5751円

及びこれらに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、観光地引き網、しらす漁等を営む原告らが、神奈川県藤沢市KL丁目所在の被告藤沢工場（以下「藤沢工場」という。）内に設置された廃棄物焼

却炉の排ガス洗浄施設の排水管が雨水管に誤接続されたこと（以下「本件誤接続」という。）により、平成4年11月ころから平成12年3月23日にかけて、上記排ガス洗浄施設からダイオキシン類を含む排水が藤沢市内を流れて江ノ島の西側約1.5キロメートルの相模湾に注ぐ引地川に排出され続けた（以下「本件ダイオキシン事故」という。）結果、この事実が、同月24日（以下「本件報道日」という。）以降、テレビ等によって全国的に報道されたことにより、引地川河口付近での観光地引き網の予約キャンセル、しらすの販売減少等により営業損害等を被ったと主張して、被告に対し、民法709条又は717条1項に基づき、原告有限会社A（以下「原告A」という。）につき2848万1191円、原告Bにつき1357万2975円、原告Cにつき1133万1833円、原告Dにつき277万5751円及びこれらに対する不法行為後の日である平成12年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

これに対し、被告は、本件誤接続につき工作物責任を負うことについては争わないものの、原告らに損害が生じたこと及び損害と本件誤接続との間に相当因果関係があることを否認し、かつ、原告らの委任を受けた各漁業協同組合（以下「漁協」という。）の組合長との間で、本件ダイオキシン事故に関する補償契約を締結し、同契約に基づいて6300万円の補償金（以下「本件補償金」という。）を支払ったので本件誤接続に関する原告らとの紛争は解決済みである旨主張して、原告らの請求を争った。

1 争いのない事実等（証拠によって認定した事実については、当該認定事実の末尾に証拠を摘示する。）

(1) 当事者等

ア 原告A（甲14，49，98，原告A代表者本人，弁論の全趣旨）

原告Aは、地引き網漁、水産物の加工販売等を目的とする有限会社であり、引地川の河口付近において観光地引き網、しらす漁、ながらみ漁を行

い、しらすの加工販売等を営む者である。

原告Aは、M漁業協同組合（以下「M漁協」という）に所属している。

イ 原告B（甲99，証人F）

原告Bは、引地川の河口付近においてしらす漁を行い、しらすの加工販売等を営む者である。

原告Bは、N漁業協同組合（以下「N漁協」という）に所属している。

ウ 原告C（甲14，49，100，原告C本人）

原告Cは、引地川の河口付近において観光地引き網を営む者である。

原告Cは、N漁協に所属している。

エ 原告D（甲3の24，32，101，原告D本人）

原告Dは、引地川の河口付近で捕れたしらす鰻の仲買業を営む者である。

オ 被告（甲3の1，弁論の全趣旨）

被告は、風水力機械の製造販売等を目的とする株式会社である。

被告は、神奈川県藤沢市KL丁目に藤沢工場を設置している。

カ M漁協及びN漁協（以下「両漁協」という。）の組合長

(ア) M漁協の平成12年3月ないし平成14年5月17日における代表理事組合長は、Hであった。

(イ) N漁協の平成12年3月ないし平成14年5月17日における代表理事組合長は、Iであった。

(2) 河水のダイオキシン類に関する環境庁の基準値（甲3の1ないし24，乙14）

河水のダイオキシン類に関する環境庁の基準値は、本件ダイオキシン事故の発生当時、1pg-TEQ/L（2-3-7-8四塩化ジベンゾダイオキシン換算で1リットル当たり1兆分の1グラム）であった。

(3) 本件ダイオキシン事故の発生等

ア 本件誤接続（甲1，2）

藤沢工場は、工場内の排水管の誤接続により、平成4年11月ころから平成12年3月23日まで、同工場に設置された廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設の排水（ダイオキシン類が含まれている。）を、未処理のまま、引地川水系稲荷雨水幹線を通じて、引地川（高名橋の橋脚下）に排出していた。

イ 環境庁の調査（甲1）

環境庁は、平成11年9月24日、引地川の富士見橋（高名橋の下流）で、以下の(ア)及び(イ)のとおり、高濃度のダイオキシン類が検出されたことを発表した。

(ア) 平成10年8月24日採水 4.5 pg-TEQ/L

(イ) 同年12月10日採水 2.5 pg-TEQ/L

ウ 藤沢市の調査（甲1）

(ア) 平成11年10月から同年12月まで

藤沢市は、平成11年10月6日、引地川の水を3か所で採水し、業者に分析を依頼した。

その結果、同年12月6日、業者から、長後天神添橋及び蓼中橋（いずれも高名橋より上流）のダイオキシン濃度が、それぞれ0.33及び1.1 pg-TEQ/Lであり、富士見橋のダイオキシン濃度が、8.1 pg-TEQ/Lであるとの報告を受けた。

(イ) 平成12年1月から同年3月まで

藤沢市は、引地川の水を、平成12年1月26日に6か所で、同年2月16日に7か所で採水し、業者に分析を依頼した。

その結果、同年3月21日、業者から、稲荷雨水幹線出口のダイオキシン濃度が、速報値であるものの、平成12年1月26日採水分が3200 pg-TEQ/L、同年2月16日採水分が8100 pg-TEQ/Lであるとの報告を受けた。

(ウ) 平成12年3月21日及び同月22日

藤沢市は、稲荷雨水幹線に入り込んでいる枝管を調査し、被告の藤沢工場と接続していると思われる枝管を発見した。

エ 神奈川県及び藤沢市の立入調査（甲1）

神奈川県及び藤沢市は、平成12年3月23日、藤沢工場に立入調査を行い、同工場の廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設の排水が、未処理のまま、引地川水系稲荷雨水幹線に流れ込んでいることを発見した。

神奈川県及び藤沢市は、被告に対し、藤沢工場の廃棄物焼却炉及び廃ガス洗浄施設の排水の排出停止を命じ、併せて、当分の間の同施設の運転停止を命じた。

オ 環境庁、神奈川県及び藤沢市の立入調査（甲1）

環境庁、神奈川県及び藤沢市は、平成12年3月24日、再び藤沢工場に立入調査を行い、廃棄物焼却炉及び廃ガス洗浄施設が停止していることを確認した。

なお、藤沢市は、業者から、同日、平成12年1月26日及び同年2月16日採水のダイオキシン濃度が、速報値であるものの、以下のとおりであるとの報告を受けた。なお、以下の採水地点のうち、富士見橋以外は、すべて稲荷雨水幹線より上流である。

(ア) 平成12年1月26日採水

| | |
|------------|---------------|
| a 土棚雨水3号幹線 | 0.35 pg-TEQ/L |
| b 小糸川 | 1.0 pg-TEQ/L |
| c 一色川 | 2.2 pg-TEQ/L |
| d 不動川 | 0.81 pg-TEQ/L |
| e 富士見橋 | 9.7 pg-TEQ/L |

(イ) 平成12年2月16日採水

| | |
|------------|---------------|
| a 土棚雨水3号幹線 | 0.13 pg-TEQ/L |
|------------|---------------|

| | |
|--------|------------------------|
| b 小糸川 | 0. 2 2 p g - T E Q / L |
| c 一色川 | 1. 2 p g - T E Q / L |
| d 不動川 | 0. 5 5 p g - T E Q / L |
| e 石川橋 | 2. 6 p g - T E Q / L |
| f 富士見橋 | 4. 4 p g - T E Q / L |

カ 環境庁，神奈川県及び被告の記者会見（甲 1）

環境庁，神奈川県及び被告は，平成 1 2 年 3 月 2 4 日午後 8 時ころ，本件ダイオキシン事故に関する記者会見を行った。

キ 藤沢市の記者会見（甲 1）

藤沢市は，平成 1 2 年 3 月 2 5 日午前 9 時 3 0 分ころ，本件ダイオキシン事故に関する記者会見を行った。

同市は，本件ダイオキシン事故に関し，「引地川ダイオキシン汚染庁内対策本部」を設置した。

ク 市民への注意喚起（甲 1）

藤沢市は，平成 1 2 年 3 月 2 5 日から，少なくとも同月 2 7 日まで，引地川でパトロールを行い，釣り人，川遊びをしている児童等に対して注意喚起を行った。

ケ 環境庁らの連絡調整会議（甲 1）

環境庁，神奈川県及び藤沢市は，平成 1 2 年 3 月 2 6 日，本件ダイオキシン事故に関し，「引地川ダイオキシン汚染事件対応連絡調整会議」（以下，この会議のことを「環境庁らの連絡調整会議」という。）を設置した。

コ 速報値の確定（甲 3 の 1 1）

藤沢市は，平成 1 2 年 3 月 3 1 日，同年 1 月 2 6 日及び同年 2 月 1 6 日に採水した稲荷雨水幹線及び富士見橋のダイオキシン類濃度の確定値が，速報値のとおりであると発表した。

(4) マスコミによる報道

本件ダイオキシン事故は、本件報道日のテレビ報道を初めとして、同日以降、新聞、テレビ、ラジオ等により、全国的に報道された（甲3の1ないし24）。

なお、新聞各紙は、本件ダイオキシン事故が周辺の魚介類や漁業関係者の営業に及ぼす影響に関して、次のように報道した。

ア 平成12年3月25日付け朝日新聞（朝刊，夕刊）

(ア) 見出し（甲3の1，3の2，3の4及び3の5）

「高濃度ダイオキシン流出」，「E藤沢工場 基準の8000倍 雨水路に」，「泥や魚類への蓄積を懸念 ダイオキシン汚染」，「漁協などに不安広がる」，「ダイオキシン流出E藤沢」

(イ) 内容

a 環境庁と神奈川県は、平成12年3月24日、藤沢工場付近の雨水路の水から、最高で環境庁の基準の8100倍にあたる1リットル中8100ピコグラムのダイオキシン類を検出したと発表した。公共水域で検出された濃度としては過去最高だ。（甲3の1）

b 排水は92年夏から流されていたらしい。引地川は相模湾に注いでおり、河口近くには漁港や海水浴場がある。（甲3の1）

c 排水は約8年間にわたって、海水客でにぎわう湘南海岸へと流れていた。（甲3の5。ただし湘南版）

d 環境科学の専門家の話（甲3の1）

かりに排水としても1リットルあたり1000ピコグラムを超えるダイオキシン類汚染というのは聞いたことがない。非常に高い値だ。問題なのは、まわりの環境への汚染の広がりだ。川底や海底の泥などと魚類の汚染実態を調べる必要がある。魚の体内には水の5000倍から1万倍に濃縮されて蓄積される。調査の結果、高濃度であれば、対策が必要になるだろう。

e 解説（甲3の2）

被告藤沢工場からの高濃度のダイオキシン類流出について、専門家は、排出直後の濃度より、川底や海底の泥での蓄積、魚類の体内での濃縮を心配している。ダイオキシン類はごみの焼却で煙突から排出される印象が強いが、水を通じた汚染も広がり蓄積の点で影響は大きい。

イ 平成12年3月25日付け読売新聞（甲3の3）

(ア) 見出し

「超高濃度ダイオキシン」、「藤沢市の工場近くの川 基準の8100倍検出」

(イ) 内容

環境庁は（平成12年3月）24日夜、神奈川県藤沢市のプラントメーカー「E」の藤沢工場近くの引地川の水から、環境基準の最高8100倍に当たる8100ピコ・グラムと超高濃度のダイオキシン類が検出されたと発表した。これまで川や海など公共用水域で測定されたダイオキシン類の最高値は津市の岩田川で98年に検出された25ピコ・グラムで、過去最悪の汚染事例となった。

ウ 平成12年3月26日付け朝日新聞（甲3の6）

(ア) 見出し

「長期汚染に住民不安」、「地元」「風評被害」なし」

(イ) 内容

地元の魚や野菜などの売り上げに「風評被害」は見られず、小売業者らはほっと胸をなでおろした。

エ 平成12年3月28日付け読売新聞（甲3の7）

(ア) 見出し

「緊急対策本部設置 漁協、被害状況提出へ」

(イ) 内容

- a 風評被害では、R地区漁業連絡協議会の参加する、Sほか7漁協によると、問屋にシラスやカマスを卸そうとしたところ、「安全宣言が出るまでは引き取れない」と断られるケースがあり、キロ当たり30円のマルアジが、10円から20円で買ったたかれた例も出たという。このほか、釣り客を乗せる遊漁船や観光引き網でも、「ダイオキシンが心配だ」と予約の取り消しも出ている。
- b 環境庁は（平成12年3月）27日、昨年9月から今年2月まで行った調査結果を発表したが、そのなかで、鎌倉市由比ガ浜沖のシラスのダイオキシン濃度は1グラム当たり0.4ピコグラムと低い値で、「特別に心配される状況ではない」としている。

オ 平成12年3月30日付け読売新聞（甲3の9）

(ア) 見出し

「藤沢ダイオキシン流出 農作物、魚の影響調査へ」

(イ) 内容

環境庁と神奈川県、藤沢市で構成する「連絡調整会議」の第1回会合が（平成12年3月）29日、県庁内で開かれ、来月上旬までに周辺の農作物や地下水、相模湾の魚などの影響調査を行うことを決めた。

カ 平成12年4月1日付け朝日新聞（甲3の10）

(ア) 見出し

「消えぬ不安 解消祈る」、「みんなに安心を」切実漁業関係者の声」

(イ) 内容

- a 神奈川県は（平成12年3月）27日に「シラスは安全」との見解を出した。環境庁も・・・「海水は安全で海の魚も問題ない」と発表した。
- b 神奈川県水産課長は「調査で安全性の再確認をしたい」と話す。た

だ、引地川のコイからは1998年度の環境庁調査で1グラム当たり12ピコグラムのダイオキシンが出たことから「川魚は食べない方がいい」という。

- c 神奈川県大気水質課の担当者は「川の水に触ったら、念のために手を洗った方がいい。井戸水をいつも飲んでいる人は少ないだろうし、農作物が水からダイオキシンを吸収することも少ないので、両方とも、大きな危険性はないと考えている」。

キ 平成12年4月2日付け読売新聞（甲3の13）

(ア) 見出し

「市民集会で改めて謝罪」、 「E 健康相談の電話開設」

(イ) 内容

- a 藤沢工場のダイオキシン排水流出問題で・・・市民集会が（平成12年4月）1日、藤沢市本町の市労働会館で開かれた。
- b 引地川に流出したダイオキシンの総量が依然として不明なことや、焼却炉排水の雨水マス誤接続の原因がまだ解明できないことなどに対する市民の不満は強く、会場には約200人が詰めかけた。
- c 出席者からは「引地川が流れ込む海の魚を食べて大丈夫か」、「サーファーの安全は保障できるのか」などといった質問が続出。

ク 平成12年4月13日付け朝日新聞（甲3の19）

(ア) 見出し

「漁業に深刻な被害」、 「市側報告 漁価2割減、客足にも」

(イ) 内容

- a 「漁業を中心に深刻な被害が広がっている。」・・・（平成12年4月）12日、藤沢市議会の環境・災害対策特別委員会が開かれ、地元経済への影響を聞かれた市側は、市内の2つの漁業協同組合から聞き取った内容について報告したうえでそう答えた。

それによると、かま揚げシラスは大手の取引業者から「安全宣言が出るまで取引を控える」と言われ、4月に入ってから、2日と3日に水揚げしたシラスのうち、売れたのは3分の1にとどまったという。
・・・観光客向けの地引き網でも、5月の連休にかけて一部でキャンセルが出て、3月29日、30日の2日間でも400人規模のキャンセルがあったとされる。

b 魚類へのダイオキシンの影響について藤沢市は市報の臨時号で、特にシラスなどの回遊魚については環境庁のデータなどをもとに、「ダイオキシン濃度は低く問題はない」との見解を示している。

(5) 環境庁らの連絡調整会議による報告

環境庁らの連絡調整会議は、平成12年5月31日、「引地川水系ダイオキシン汚染事件への対応」（甲2，乙14）と題して、以下の発表をした。

ア 引地川水系稲荷雨水幹線のダイオキシン類汚染の原因は、被告の藤沢工場に設置された廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設の排水が、未処理のまま雨水管を通じて排出されていたことにある。

イ 廃棄物焼却炉の運転が始まった平成4年11月から平成12年3月までに、藤沢工場から環境中に排出されたダイオキシン類の量は、水系に3.0g-TEQ，大気に1.4g-TEQの合計4.4g-TEQと推計される。

ウ 周辺環境調査の結果や利水実態等から判断して、周辺地域での日常生活、周辺海域での海水浴等のレジャー活動及び周辺海域で水揚げされる魚介類の摂取によって、健康に影響が生じるおそれはないものと判断される。

ただし、引地川の魚類は比較的高濃度のダイオキシン類が検出されていることから、食用に供さないことが望ましい。

(6) ダイオキシン対策協議会と被告との交渉

ア ダイオキシン対策協議会の結成（甲3の24，乙4）

R地区の10の漁協（M漁協及びN漁協を含む。以下同じ。）が加盟するR地区漁協連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、遅くとも平成12年3月30日ころまでに、ダイオキシン対策協議会（以下「対策協議会」という。）を結成した。対策協議会の会長は、T漁業協同組合の代表理事組合長であるGであった。

イ 被告に対する申入れ（乙4）

対策協議会は、被告に対し、平成12年3月30日、本件ダイオキシン事故により取引拒否がされるなど漁業者の業務に被害が及んでいるとし、被告に誠意のある対応を望むこと等を申し入れた。

ウ 補償手続に関する被告からの申入れ（乙5の1、5の2、弁論の全趣旨）

被告は、対策協議会及び神奈川県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）に対し、平成12年11月10日、本件ダイオキシン事故の補償に関する方針を示し、各組合員ごとに、損害が生じたとする営業の内容、期間、金額等を回答するよう求めるとともに、各組合員の確定申告書等の提出を求めた。

エ 対策協議会からの回答（乙6）

対策協議会は、被告に対し、平成13年2月13日、各漁協単位で損害の調査を進めてきたので、被告から要請された方法による書類の提出は困難であること、被害額については後日提示すること等を回答した。

オ 両漁協における議決

(ア) 通常総会の開催（乙13）

- a N漁協は、平成13年2月27日、通常総会（以下「本件通常総会」という。）を開催し、第10号議案「その他」を満場一致で可決した。

本件通常総会の議事録には、第10号議案「その他」に関して、「ダイオキシン委任の件」、「H12、3、25」突然発生し組合をはじめ県漁連藤沢市の御協力御努力により補償問題も進んでおります。R

地区10組合長の会議も再々開き大変尽力をつくしていられます。総会においても、ダイオキシン問題はI組合長に委任致しますのでよろしく申し上げます。組合員から満場一致で可決成立致しました。」との記載が存在している。

b 本件通常総会には、総正組合員52名のうち32名が出席していた（出席者には委任状による出席者11名を含む）。

c 原告Bは、本件通常総会に出席し、第10号議案に賛成し、「組合長におまかせします。よろしくおとりはからいをして下さい。」と発言した。

d 本件通常総会の開催通知には、第10号議案については、「その他」としか記載されていなかった。

(イ) 臨時総会の開催（乙12）

a M漁協は、平成13年3月15日、臨時総会（以下「本件臨時総会」という。）を開催し、第1号議案である「(被告の)引地川水系ダイオキシン類流出汚染事故の損害補償に関する一切の権限を代表理事組合長への委任に関する件」を、賛成多数で可決した。

b 本件臨時総会には、総正組合員34名のうち31名が出席していた（出席者には委任状による出席者13名を含む）。

カ 対策協議会からの金額の提示（乙7）

対策協議会は、被告に対し、平成13年3月19日、本件ダイオキシン事故の補償金として、合計6億6360万円（直接の漁業被害6億4000万円、事務費1360万円、見舞金1000万円）の支払を請求した。

キ 被告からの回答（乙8）

被告は、対策協議会に対し、平成13年3月23日、同月19日に提示を受けた金額について、金額の根拠が確認できないとして、再度、各組合員が受けた個々の損害に関する書類の提出を求めた。

また、被告は、対策協議会に対し、「補償要求の根拠となる漁業協同組合の関係規則等による委任関係の書類（総会議事録、規約、定款、理事会議事録等）」の提出を求めた。

ク サンプル調査（甲98ないし100，証人J，原告D）

被告は、平成13年12月ころ、補償金額の算定のため、対策協議会を構成する各漁協において、当該漁協の組合員等の一部につき、サンプル調査を行った。

サンプル調査に参加した組合員等のうち、一部の者は、被告の求めに応じて、税務申告書等の資料を提出した。

原告らは、全員、このサンプル調査に参加し、被告に対し、税務申告書等の資料を提出した。

ケ 被告からの金額の提示（乙9）

被告は、対策協議会に対し、平成14年3月6日、本件ダイオキシン事故の補償金として、合計4500万円を支払う旨申し入れた。

コ 対策協議会からの金額の提示（乙10）

対策協議会は、被告に対し、平成14年4月22日、本件ダイオキシン事故の補償金として、合計8726万円の支払を請求した。

(7) 弁護士からの受任通知（甲6）

原告訴訟代理人らは、原告らから、本件ダイオキシン事故の補償請求に関する一切の件を受任し、平成14年5月10日、被告に対し、本件ダイオキシン事故の補償請求に関する受任通知（以下「本件受任通知」という。）を発送し、同通知は、同月11日、被告に到達した。

なお、同通知には、「平成14年5月7日、通知人らは、貴社に対する本件の補償請求に関する一切の件を当職らに委任し、法的な救済を求めることと致しました。つきましては、今後、本件に関する一切を当職らが代理人として、対応致しますので、よろしくお願い致します。」との記載がある。

(8) 補償契約の締結（乙1，2，11，証人J，同I，同G）

ア 被告とR地区の10漁協及び県漁連の代表理事らは、平成14年5月17日、本件ダイオキシン事故につき、R地区の10漁協のすべての組合員及び準組合員の有する損害賠償請求権を総額で6300万円とする内容の補償契約を締結した（以下、この補償契約のことを「本件補償契約」という。本件補償契約の当事者は、契約書上は、G（対策協議会）及び被告となっているが、R地区の10漁協の代表理事らも、同日ころには、本件補償契約の内容について了承していたと認められる。）。

イ 本件補償契約に係る契約書には、以下のような条項がある。

甲（R地区の10漁協及び県漁連を指す。）は、本契約（本件補償契約を指す。）に先立ち、次の各号に掲げる書類を乙（被告を指す。）に提出するものとする。

- ① 各漁業協同組合代表理事組合長の印鑑証明書
- ② 各漁業協同組合員（準組合員を含む）の印鑑証明書（但し、甲は、本証明書を代理人保管とすることを認める）
- ③ 各漁業協同組合員（準組合員を含む）の各漁業協同組合代表理事組合長に対する委任状
- ④ 甲のうちT漁業協同組合を除く各漁業協同組合代表理事組合長のT漁業協同組合代表理事組合長に対する委任状

ウ 本件では、上記イ②及び③で要求されているR地区の10漁協の組合員（準組合員を含む）の各漁協代表理事組合長に対する委任状及び印鑑証明書は、被告及び各漁協代表理事組合長のいずれに対しても、提出されていなかった。（証人J）

(9) 本件補償金の支払及び分配

被告は、R地区の10漁協及び県漁連の代表理事らに対し、平成14年5月24日、本件補償契約につき、6300万円の本件補償金を支払った。

本件補償金は、各漁協において各組合員に分配された。しかし、原告A、原告B及び原告Cは、現在まで、本件補償金の分配を受けることを拒絶しており、原告Dに関しては組合員ではないため分配の対象とされなかった。(証人I、証人F、原告A代表者本人、原告C本人)

(10) 原告ら以外の漁協組合員の動向

R地区の10漁協の組合員のうち、原告ら以外には、本件補償金の分配額につき、現在まで、被告に対して異議を述べた者はいない。

(11) 本件補償契約の内容の開示について(甲98ないし100、弁論の全趣旨)

原告らは、本件補償契約の締結以前には、本件補償金の金額を知らされていなかった。

また、原告らは、本訴訟に至るまで、本件補償契約の詳しい内容(契約文言等)を知らされていなかった。

2 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 原告らは、両漁協の代表理事組合長らに対し、本件補償契約に先立ち、本件補償契約の締結権限を授与したか。

ア 被告の主張

原告らは、各漁協の代表理事組合長らに対し、次のとおり、本件補償契約に先立ち、本件補償契約の締結権限を授与した。各漁協の代表理事組合長らは、上記代理権に基づき、被告との間で本件補償契約を締結し、被告から本件補償金6300万円の支払を受けたので、本件誤接続に関する原告らと被告との紛争は解決済みである。

(ア) 漁協の総会決議による委任

M漁協代表理事組合長であるH及びN漁協代表理事組合長であるIは、本件臨時総会及び本件通常総会の各決議により、原告らから、本件補償契約の締結に関する包括的な権限を与えられた。

a M漁協

原告Aが所属するM漁協は、平成13年3月15日、本件臨時総会を開催し、第1号議案である「(被告の)引地川水系ダイオキシン類流出汚染事故の損害補償に関する一切の権限を代表理事組合長への委任に関する件」を、賛成多数で承認可決した。

b 原告B

原告B、原告C及び原告Dの所属するN漁協は、平成13年2月27日、本件通常総会を開催し、第10号議案で「ダイオキシン委任の件」として、本件ダイオキシン事故に関する損害補償についての一切の権限を組合長であるIに委任する旨、満場一致で可決した。

c 決議の効力

上記a及びbの各議決（以下「本件各決議」という。）の効力は、両漁協のすべての組合員を拘束するものである。なぜなら、漁業協同組合は、組合員の経済的地位の改善のために、団体協約の締結やこれに附帯する事業を行う権限があり（水産業協同組合法11条1項14号、同16号）、本件補償契約の締結も、団体協約締結交渉又はこれに準ずる事業として、その権限の範囲にあるからである。

また、両漁協は、過去にも、本件と類似の補償契約を締結したことがあるところ、その際にも、補償契約に関する委任は、総会決議によって行われており、両漁協には、補償交渉及び補償契約締結の委任に関し、総会の決議によって決定するという慣行が存在していたといえる。

したがって、本件各決議により、両漁協の組合長らは、本件補償契約の締結に関する包括的な権限を与えられたといえる。

(イ) 原告らによる個別的な委任

仮に、本件各決議の効力が原告らに及ばないとしても、原告らは、両

漁協の代表理事組合長らに対し、明示又は黙示の意思表示により、本件補償契約の締結権限を授与した。

a 原告B

(a) 総会決議への賛成

原告Bは、N漁協における本件通常総会において、本件ダイオキシン事故の損害補償に関する一切の権限をIに委任するという議案を協議する際、「組合長におまかせします。よろしくおとりはからいをして下さい。」と発言し、上記議案に賛成している。

そして、① 本件通常総会の議事録には、補償交渉の権限と補償契約締結の権限とを区別したような記載はないこと、② 補償契約の締結権限のない補償交渉権限は何ら紛争の解決に資するものではないこと、③ 各漁協の組合員は合計約700名に達しており、損害賠償請求を漁協に委任する必要性は高かったこと、④ 原告らを含む各漁協の組合員らの補償交渉は、当初から、一貫して各漁協を通じて行われていたこと、⑤ 被告は、本件補償契約締結後、原告ら以外の各漁協の組合員から抗議を受けたことはなかったこと、⑥

N漁協の理事長であったIも、原告Bから契約締結権限を委任されていると認識していたこと等からすれば、原告Bは、I組合長に対し、本件通常総会決議によって、被告との間の補償交渉のみでなく、組合員個人としての本件補償契約の締結権限を授与したことは明らかである。

(b) サンプル調査への協力

原告Bは、本件通常総会の後、Iらが被告との間で補償交渉を行っていることを認識しつつ、1年以上の長期間にわたり、個別的な補償請求交渉を行わなかった。

また、原告Bは、被告が、対策協議会等との補償交渉において、

補償金額を算定するために実施したサンプル調査に参加し、資料を提出する等積極的に協力している。

このサンプル調査は、各漁協主催の下、各漁協事務所で行われており、被告担当者も、その際に、この調査が、漁協全体の補償額を算定するためのものであることを説明している。

原告Bが、この調査に協力している事実は、同原告が、本件通常総会の際に、Iに本件補償契約の締結権限を授与したことを示す重要な間接事実である。

(c) 以上のとおり、原告Bが、Iに対し、原告Bを代理して本件補償契約を締結する権限を授与したことは明らかである。

b 原告A

(a) 個別的に補償交渉を行わなかったこと

原告Aは、本件臨時総会の後、Hらが被告との間で補償交渉を行っていることを認識しつつ、1年以上の長期間にわたり、個別的な補償請求交渉を行わなかった。

(b) サンプル調査への協力

原告Aも、被告が、漁協全体の補償金額を算定するために実施したサンプル調査に参加し、資料を提出する等積極的にこれに協力している。

(c) 以上のとおり、原告Aは、Hに対し、黙示の意思表示により、原告Aを代理して本件補償契約を締結する権限を授与したものとすべきである。

c 原告C

(a) 個別的に補償交渉を行わなかったこと

原告Cは、本件通常総会の後、Iらが被告との間で補償交渉を行っていることを認識しつつ、1年以上の長期間にわたり、個別的な

補償請求交渉を行わなかった。

(b) サンプル調査への協力

原告Cも、被告が、漁協全体の補償金額を算定するために実施したサンプル調査に参加し、資料を提出する等積極的にこれに協力している。

(c) 以上のとおり、原告Cは、Iに対し、黙示の意思表示により、原告Cを代理して本件補償契約を締結する権限を授与したともものというべきである。

d 原告D

(a) 組合員に準ずる者であること

原告Dは、N漁協の組合員である原告Cの妻で原告Cと共に漁業に従事するものであり、原告Cと実質的に同一の営業主体、又は、同漁協の組合員に準ずる者である。

(b) 個別的に補償交渉を行わなかったこと

原告Dは、本件通常総会の後、Iらが被告との間で補償交渉を行っていることを認識しつつ、1年以上の長期間にわたり、個別的な補償請求交渉を行わなかった。

(c) サンプル調査への協力

原告Dも、被告が、漁協全体の補償金額を算定するために実施したサンプル調査に参加し、資料を提出する等積極的にこれに協力している。

(d) 以上のとおり、原告Dは、Iに対し、黙示の意思表示により、原告Dを代理して本件補償契約を締結する権限を授与したともものというべきである。

イ 原告らの主張

原告らは、各漁協の代表理事組合長らに対し、本件補償契約の締結権限

を授与してはいない。

(ア) 漁協の総会決議に権限がないこと

水産業協同組合法 11 条は、漁協に対し、組合員からの個別授権なしに本件補償契約の締結権限のような権限を付したものではない。

本件誤接続により損害を受けたことに基づく損害賠償請求権は、個々の組合員の純然たる個別的権利である。そのような個別的権利の処分が、漁協の総会決議によって、反対者、欠席者を含め、漁協に委ねられることはない。

(イ) 原告らによる個別的な委任がないこと

a 対策委員会による交渉を黙認していたわけではないこと

原告らは、被告と対策委員会との間の交渉経過につき、被告から対策委員会に対して総額 4500 万円の提示があったこと、対策委員会が被告に対して総額 8726 万円の請求をしたこと、被告と対策委員会とが総額 6300 万円で本件補償契約を締結したこと等の事実を、何も知らされなかった。

むしろ、被告は、対策委員会に対し、交渉内容を個々の組合員に口外しないよう求めていたのである。

また、原告らは、本件補償契約が締結される前に、被告に対し、代理人弁護士を通じて交渉する旨通知し、個別交渉の意思を明確に伝えている。

なお、サンプル調査についても、原告らは、被告との個別交渉の一貫としてされたものであると理解している。

付言するに、原告ら以外の各漁協の組合員は、本件補償契約に対して異議を唱えなかったとしても、引地川河口付近で操業する原告らと、他の組合員とでは、全く損害の状況が異なっているといえる。

b 原告 B について

本件通常総会における第10号議案の議決は、飽くまでも、組合の意思決定としてされたものであり、個別的授権を含むものではない。

本件通常総会の招集通知にも、本件補償契約に関する記載は何ら存在せず、また、同議案の議決に個別委任の趣旨が含まれているのであれば、同総会の欠席者に対し、後日、個別的授権に関する意思確認がされるはずであるが、そのような意思確認がされた事実もない。

したがって、原告Bが上記議決に賛成したとしても、それは、個別的授権を意味するものではない。

なお、原告Bが、本件通常総会において、「組合長におまかせします。よろしくおとりはかりをして下さい。」と発言した点に関しても、① この発言の趣旨は交渉の促進を促すものにすぎず、② 同総会における決議は欠席者がいても行い得たものである以上、本件補償契約の締結権限の委任は含まれないとみるべきであり、③ 仮に上記発言の趣旨が個別的委任であったとしても、委任の範囲は不明確であり、④ 個々の組合員の損害額については、組合員自身が被告と交渉するのが合理的であるから、上記発言についても、本件補償契約の締結を委任したものとはいえない。

(2) 本件誤接続と原告らの営業損害との間には相当因果関係があるか。

ア 原告らの主張

以下に述べる事情を総合すれば、本件誤接続と原告らの営業損害との間には、相当因果関係があるというべきである。

(ア) ダイオキシン類について

ダイオキシン類は、猛毒物質であり、特に、ベトナム戦争において米軍が散布した枯葉剤に含まれていたこと、「二重体児ベトちゃんドクちゃん」の例にみられるような催奇形性を有すること等が広く知られていた。

(イ) 本件ダイオキシン事故の報道

被告がダイオキシン類を排出していた事実は、本件報道日の夕方のテレビ報道を初めとして、新聞、ラジオ等も含め、連日、重大事件として、全国的な報道がされた。

この報道では、① 汚染濃度が国の環境基準値 1 pg-TEQ/L の 8100 倍と過去最高であり、従前の最高値 (25 pg-TEQ/L) の 324 倍であること、② 排出が長期に及び、総量が水系に 3.0 g-TEQ 、大気に 1.4 g-TEQ と莫大であったこと、③ ①及び②の数値は行政庁による科学的な検査結果に基づくこと、④ 被告が環境設備のトップ企業であること、⑤ 原因が排水管の誤接続であること、⑥ 行政庁の発表が引地川産の魚類摂取への警告を含むこと等が全国的に広く報道され、引地川河口付近で操業する原告らの営業に重大な影響を与えた。

なお、これらの報道は、誇張のない客観的な報道であった。

また、神奈川県及び藤沢市も、広報等により、情報提供、注意喚起を行った。

(ウ) 本件ダイオキシン事故の報道から生ずる損害について

本件のようなダイオキシン汚染事故が発生した場合、風評被害が生ずることは経験則上明らかである。

消費者は、市場において多様な商品を選択することができるのであり、ダイオキシン汚染の報道に接した消費者が、現場近くにおいて海産品の購入を避けたり、レジャーを回避したりすることは当然の行動である。

(エ) 環境庁らの連絡調整会議による発表について

被告は、環境庁らの連絡調整会議が、平成12年5月31日、発表した引地川河口付近の魚介類の調査結果により、原告らが扱う魚介類が安全なものであることが明らかとなった旨主張する。

しかし、この検査の検体数はわずか10であり、しかも、同調査結果は、「平成12年3月23日以降の流動床炉の運転停止以降」も「稲荷雨水幹線及び引地川のダイオキシン類は・・・なお水質環境基準を超える状況にある」とした上、引地川の魚類については、依然として「食用に供さないことが望ましい」と評価しているのであり、この調査結果により、原告らが扱う魚介類の安全が確認されたとはいえないし、ダイオキシン排出に関する報道の影響が払拭されたともいえない。

イ 被告の主張

以下に述べる事情を総合すれば、原告らには、本件ダイオキシン事故により、損害は生じていないし、仮に、風評被害により何らかの減収が生じていたとしても、それは、本件誤接続と相当因果関係を欠くというべきである。

(ア) 魚介類が安全であったこと

環境庁らの連絡調整会議による「引地川水系ダイオキシン汚染事件への対応（平成12年5月31日発表）」によれば、引地川河口付近の海水に含まれるダイオキシン類の濃度レベルは環境水準に合致しており、魚介類のダイオキシン濃度レベルも、全国調査の範囲内であった。

これらの調査結果から、原告らが扱う魚介類が、ダイオキシン類に汚染されていたということは全くなく、したがって、人体に有害なものではなく、他水域の魚介類と比較してもむしろ安全なものであることが明らかとなった。

調査報告書も、「周辺海域で水揚げされる魚介類の摂取によって、健康に影響が生じるおそれはないものと判断される。」、「(本件ダイオキシン事故の)引地川河口周辺の相模湾への影響は小さかったものと考えられる。」としている。

(イ) マスコミの誤った報道

本件ダイオキシン事故に関するマスコミ報道の内容は、一般の視聴者等に対し、あたかも引地川本流から基準の8100倍（8100 pg-TEQ/L）のダイオキシン濃度レベルが検出されたような誤解を与えるものであった。

この基準の8100倍という数値は、地下水路である引地川水系稲荷雨水幹線の出口で検出されたものであり、引地川水系稲荷雨水幹線は暗渠とされていて住民等が流水に直接接触することはありません。さらに、この出口は、橋脚の下にあるから、住民が立ち入る場所ではない。

また、引地川水系稲荷雨水幹線は、雨水等を集めるための小規模な水路であり、引地川本流に流入した後は、ダイオキシン類の濃度も大幅に希釈される。実際、引地川本流のダイオキシン濃度レベルは、平均すると約5.97 pg-TEQ/L程度であった。

このような報道が適切にされていれば、風評被害が生ずることはなかった。

(ウ) 市場関係者の誤った判断

本件ダイオキシン事故の後、一般消費者は、特に同事故に反応を示していない者が多かったが、一部の魚市場、スーパー等の市場関係者は、一般消費者の動向を見誤り、本件ダイオキシン事故に過度に反応して、自らの判断で取引中止等の措置を講じてしまった。

しかし、上記(ア)、(イ)で述べたダイオキシンのレベルからすれば、そのような措置は誤りであった。

(エ) 消費者の個別的な心理状態の介在

仮に、本件ダイオキシン事故の後、原告らを取り扱う魚介類の購入を回避した一般消費者がいたとしても、従前どおり購入し続けた一般消費者も多数存在していたのであり、両者は、単に個人的心理状態の介在によって判断が異なったにすぎない。

原告らが取り扱う魚介類のダイオキシン類濃度レベルは、他の海域の魚介類と比較しても低い水準であったのであるから、魚介類の購入を回避した消費者の個別的な心理状態は、「安全であっても食べない」という極めて主観的な心理状態であり、同一条件のもとで、常に同様の結果になるとはいえないものである。

(3) 原告らの損害額

ア 原告らの主張

(ア) 原告Aの損害額

a 観光地引き網の売上減

原告Aには、本件ダイオキシン事故のニュース報道以降、観光地引き網の予約のキャンセルが23件27網生じ、申込みも減少し、これにより売上げが減少した。

平成12年の観光地引き網売上高(114網1388万4199円)と、平成11年の売上高(147網1627万3909円)及び平成13年の売上高(165網1900万6787円)の平均額との差額は、375万6149円となる。

b 直営店舗の売上減

原告Aの直営店舗では、本件ダイオキシン事故の報道以降、客足が遠のき、売上げが減少した。

報道後1年間(平成12年3月25日ないし同13年3月24日)の粗利2579万7847円と、その前年の粗利4342万6045円及び翌年の粗利4262万6134円の平均額との差額は、1722万8243円となる。

なお、被告は、直営店舗における粗利減が、市場への出荷によって補てんされた旨主張するが、平成12年は豊漁であり、市場へ1日130 kilogramsのしらすを出荷した上で、風評被害がなければ直営店

舗で通常売れる量（1日50キログラム）のしらすを販売することは容易であった。

原告Aは、平成12年3月ないし同年4月当時、1、2回の網で200キログラム程度のしらすを漁獲しており、通常どおり昼まで操業すれば1日800キログラム程度のしらすを漁獲していた。

c 市場の取引停止による損害

(a) O魚市場による取引停止等による損害

原告Aは、O魚市場との間で、平成12年度より、生しらすを毎日1キログラム当たり1150円で100キログラムを取引する旨契約していた。

ところが、本件ダイオキシン事故の報道により、O魚市場は、原告Aからの生しらすの仕入れを、平成12年3月25日から同年4月6日まで13日間停止した。

また、同年4月7日から9日まで、出荷量が制限された（合計174キログラム）。

これらの措置により、原告Aは、169万5100円の損害を被った。

(b) P魚市場による取引停止等による損害

原告Aは、P魚市場に対し、平成12年3月より、生しらすを毎日1キログラム当たり1000円で30キログラム以上を出荷してきた。

ところが、本件ダイオキシン事故のニュース報道により、P魚市場は、原告Aからの生しらすの仕入れを、平成12年3月25日から27日、29日及び30日の5日間停止した。

また、平成12年3月28日、同月31日から4月12日まで、出荷量が制限された（合計164.5キログラム）。

これらの措置により，原告Aは，31万4500円の損害を被った。

d ながらみ漁ができなかったことによる損害

M漁業協同組合理事会は，平成12年のながらみ漁の特別採捕申請に関する議決を差し控えた。その結果，原告Aは，平成12年6月ないし7月のながらみ漁ができず，塩ゆでながらみの売上げを失った。

平成11年6月から7月までのながらみ漁による売上高は，253万8000円であったが，原告Aは，消費者が貝類がダイオキシンの影響を受けやすいと思っていると考えたことから，平成12年以降もながらみ漁を中止しており，原告Aが受けた損害は，289万8000円を下回ることはない。

e 経費減

平成12年における原告Aの経費のうち，給与手当，雑給，福利厚生費，通信費，交際費，水道光熱費，消耗品費，運賃，荷造包装費，事務用品費，広告宣伝費及び組合納入金の各金額が売上げの減少に伴い減少しているところ，上記各費目の平成11年及び同13年の平均額と平成12年の金額の差額の合計額（すなわち，平成12年における経費の減少額）は，597万6070円である。

したがって，これらの経費減を上記aないしdの合計2589万1992円から差し引いた金額1991万5922円が，原告Aの営業損害となる。

f 慰謝料

原告らは，湘南の地に生まれ，湘南の海や川の恵みを受け，これらを愛しむ者であるが，本件ダイオキシン事故が発生したことによって，自らの生業を失うことへの不安を余儀なくされる等，精神的損害を被った。

したがって、原告Aの慰謝料は、少なくとも、上記eの経費減と同額とみるのが相当である。

g 弁護士費用

弁護士費用としての損害額は、上記合計額2589万1992円の1割である合計258万9199円である。

h 合計

以上を合計すると、原告Aの損害額は、2848万1191円となる。これらの損害額を基礎付ける各数値は、別表1及び6（省略）のとおりである。

(イ) 原告Bの損害

a 得られるはずであったしらすの売上げ

原告Bは、漁獲したしらすを加工した上、市場への出荷、宅配便での地方発送及び直営店における販売（かま揚げしらす1キログラム当たり2300円，乾ししらす1キログラム当たり3000円）を行ってきた。

平成12年はかつてないほどの豊漁の年であり、漁の始まった3月11日から24日に至るまでの間の水揚量は3550キログラムに上った（平成11年，同13年の同時期の水揚げ高はそれぞれ945キログラム，40キログラムであった。）。

しかし、平成12年3月24日の本件報道日以降、大量の売れ残りが発生した（3月25日から同月末日まで372.5キログラム，4月2206.5キログラム，5月1648キログラム）。

そのため、原告Bは、同年8月まで、稼働時間を大幅に減らすこととなった。

平成12年3月25日から8月までの稼働時間が、平成11年及び平成13年の同時期の稼働時間のとおりであれば、原告Bには、2万

2619キログラムのしらすの水揚げがあったはずである。

一方、平成11年、同13年及び同14年の総売上高を水揚高で割ると、1キログラム当たりの売上高は1155円となる。

したがって、本件ダイオキシン事故がなければ、原告Bには、2万2619.152キログラム×1155円＝2612万5121円の売上高があったはずであり、実際の売上高である1378万6052円との差額は、1233万9069円となる。

なお、平成12年の売上高とその前後1年の売上高の平均を比較した場合でも、損害額（粗利）は449万5308円であり、ここから売上減に伴って生じた経費減83万0824円を控除した金額を、豊漁であることを考慮して1.25倍した金額は、458万0605円となる（甲52）。

b 経費減

平成11年及び平成13年の原告Bの売上高の平均額と、平成12年の売上高との差額は、449万5308円である。

一方、平成12年の原告Bの経費のうち、通信費、燃料費、交際費、旅費、専従者給与、雑給及び広告費の各金額が売上げの減少に伴い減少しているところ、上記各費目の平成11年及び同13年の平均額と平成12年の金額の差額の合計額（すなわち、平成12年における経費減少額）は、83万0824円である。

したがって、原告Bの売上減に対応した経費の減少率は、約18パーセントであり、原告Bの営業損害は、上記aの1233万9069円からその18パーセントを控除した1011万8036円を下らない。

c 慰謝料

原告Bの慰謝料は、少なくとも、上記bの経費減と同額とみるのが

相当である。

d 弁護士費用

弁護士費用としての損害額は、上記 a ないし c の合計 1 2 3 3 万 9 0 6 9 円の 1 割である 1 2 3 万 3 9 0 6 円である。

e 合計

以上を合計すると、原告 B の損害額は、1 3 5 7 万 2 9 7 5 円となる。これらの損害額を基礎付ける各数値は、別表 3、4 及び 6（省略）のとおりである。

(ウ) 原告 C の損害

a 観光地引き網の売上減

原告 C 方の観光地引き網は、平成 1 1 年当時、原告 A と比較して、観光地引き網の実施回数が相当に少なく、売上げを伸ばす余地が大きかった。

しかし、本件ダイオキシン事故の報道以降、原告 C 方には、9 網 8 1 万円のキャンセルが入り、その後の申込みも減少した。平成 1 3 年の売上げの伸びも、本来期待し得た程ではなかった。

原告 C の売上減は、少なくとも、平成 1 1 年、同 1 4 年及び同 1 5 年の売上平均から同 1 2 年及び同 1 3 年の売上平均を引き、これを 2 倍した 7 0 9 万 5 0 0 0 円に上る。

b 経費減

平成 1 2 年及び同 1 3 年の原告 C の経費の平均のうち、代分け、雑費、消耗品費、通信費及び修繕費の各金額が売上げの減少に伴い減少しているところ、上記各費目の同 1 1 年、同 1 4 年及び同 1 5 年の平均額と平成 1 2 年及び同 1 3 年の原告 C の経費の平均額との差額の合計額は、4 8 1 万 2 7 0 2 円となる。

したがって、これらの経費減を上記 a の金額 7 0 9 万 5 0 0 0 円か

ら差し引いた金額 228万2298円が、原告Cの営業損害となる。

c 慰謝料

原告Cの慰謝料は、少なくとも、上記a及びbの合計金額を超えて1030万1667円に満つるまでの金額（801万9369円）と同額とみるのが相当である。

d 弁護士費用

弁護士費用としての損害は、上記aないしcの合計額1030万1667円の1割に当たる103万0166円である。

e 合計

以上を合計すると、原告Cの損害額は、1133万1833円となる。これらの損害額を基礎付ける各数値は、別表2及び6（省略）のとおりである。

(イ) 原告Dの損害

a 採捕人の減少

原告Dは、しらす鰻の仲買業を営むものであるが、本件ダイオキシン事故により、引地川に入るしらす鰻の採捕人が減少した。

その結果、原告D方に持ち込まれるしらす鰻の数も減少し、同原告の収入も減少した。

なお、平成12年は、4月以降、黒潮の流れが南方より相模湾へ北上するという良好な状況であり、豊漁が期待される状況であった。

平成9年から平成12年3月までの原告Dの各月の粗利の平均から、平成12年4月から平成15年までの各月の粗利の平均を差し引き、これを合計した金額は、84万5890円である。

b 経費減

平成12年4月から平成14年までの原告Dの経費のうち、運送費、消耗品費、水道光熱費及び通信費の各金額が売上げの減少に伴い減少

しているところ、上記各費目の平成10年1月から平成12年3月までの平均額と平成12年4月から平成14年までの原告Dの経費の平均額との差額の合計額は、13万2525円となる。

したがって、これらの経費減を上記aの金額84万5890円から差し引いた金額である71万3365円が、原告Dの営業損害となる。

c 慰謝料

原告Dの慰謝料は、少なくとも、上記a及びbの合計金額を超えて252万3410円に満つるまでの金額（181万0045円）と同額とみるのが相当である。

d 弁護士費用

弁護士費用としての損害は、上記aないしcの合計額252万3410円の1割に当たる25万2341円である。

e 合計

以上を合計すると、原告Dの損害額は、277万5751円となる。これらの損害額を基礎付ける各数値は、別表5及び6（省略）のとおりである。

(オ) 損害についての補足

a 増収傾向の理由

近年、水産物に関する消費者の「鮮度志向」、「本物志向」、「安全志向」、「健康志向」は顕著である。

また、旅行に関する消費者の「安・近・短傾向」、「自然志向」、「体験学習」や「地域学習重視傾向」は顕著である。

原告らの増収傾向は、このような理由に基づくものであった。

b しらすの豊漁について

平成12年はしらす豊漁の年であり、特に同年3月は、過去に類を見ないほどの漁獲高であった。

原告A及び原告Bも、風評被害による売れ残りを心配して出漁を削減したにもかかわらず、例年と遜色のない漁獲があった。

神奈川県全体でみても、本件ダイオキシン事故に基づくしらす漁従事者の出漁回避があったにもかかわらず、平年以上の漁獲があった。

なお、平成12年は、全国的には、神奈川県ほど顕著な豊漁ではなかった。

c しらす鰻の豊漁について

しらす鰻は、黒潮が相模湾に北上する流形となるときに、豊漁になる傾向がある。

平成12年は、1月ないし2月は黒潮の流形が悪く不漁であったが、3月には若干持ち直し、4月には良好な流形となった。

したがって、4月には、しらす鰻の豊漁が期待できる状況であった。

d 豊漁と価格について

原告ら生産者は、市場の「需要－供給曲線」の支配から逃れるべく、商品の付加価値を高めたり、直売の拡充、出荷契約の締結に努力している。

したがって、豊漁が価格低下を意味するものではない。

e 損害の算定方法について

原告らは、営業形態がそれぞれ異なり、損害額の算出についても、個々の原告にとって最も合理的な方法で行われる必要がある。

したがって、原告ごとに損害額の算定方法が異なる点は、何ら問題ではない。

f 継続する損害

本件ダイオキシン事故以降、被告が環境に排出したダイオキシン類が除去されたわけではないのであり、現在まで、危険を感じて原告らの商品、サービスを敬遠している消費者は存在しており、原告らの損

害は、今もなお、継続しているといえる。

また、本件ダイオキシン事故における基準の8100倍という数値は過去最大であり、今後、同種の事故が起きるたびに引き合いに出されるのであり、そのたびに、新たに風評被害が発生するおそれがある。

イ 被告の主張

(ア) 損害の算定方法

原告らに生じた損害の算定方法については、少なくとも過去3年間程度の売上高との比較において売上減少が認められる場合に、その減少額に過去の純利益率を乗じて算出すべきである。

原告らは、本件事故後の売上高を損害算定の基礎としているが、それでは、事故後の売上高の増減に応じて、損害の算定の基礎とするかどうかを選択できることになってしまい、恣意的に損害を高く主張することを認めることになって不当である。

(イ) 原告Aについて

a 算定方法について

原告Aは、本件における損害を、観光地引き網の売上減、直営店舗の売上減、取引停止による損害等、個々の項目に分けて主張している。

しかし、本件ダイオキシン事故が原告Aの営業に影響を与えたというのであれば、原告Aの売上げはすべてが相模湾で行う漁業によるものであるから、損害額は、営業全体として判断すべきである。

そして、平成12年の原告Aの売上高は、過去3年分の売上高と比較して、むしろ増加している。したがって、原告Aには、損害は発生していない。

b 観光地引き網について

損害額を算定するに当たっては、過去3年間の数値の平均と比較すべきであるところ、観光地引き網の売上高について個別に見た場合で

も、原告Aの売上高の減少は、多くとも27万9185円となる。

これは、平成12年の観光地引き網の総売上が1388万4199円であることからして、特段、本件誤接続と相当因果関係のある損害ということとはできない。

また、原告Aの純利益率は、過去いずれもマイナスとなっていることから、純利益の減少も、ゼロか、極めてゼロに近い金額であるといえる。

なお、観光地引き網のキャンセルは、毎年相当数、相当割合で生じているのであって、どの程度が本件誤接続と相当因果関係を有するのか判然としない。

c 直営店舗の売上減について

原告Aは、市場への魚介類の出荷に関する売上高と、直営店舗における魚介類の販売に関する売上高の双方を含む「加工売上」のうち、直営店舗において販売した分のみを取り上げて、この粗利の減少額が、本件誤接続によって生じた損害に当たるとしている。

しかし、Aの平成12年の「加工売上」全体の売上高が、過去最高になっていることからすれば、原告Aに、仮に、直営店舗における売上げの減少が生じていたとしても、原告Aが、その分を市場に売却する等していたために、損害は発生していなかったと考えられる。

したがって、直営店舗における粗利減少額を請求することはできない。

d 市場の取引停止について

原告Aは、O魚市場との間で、生しらすを毎日1キログラム当たり1150円で100キログラムを取引する旨契約したと主張する。

しかし、原告Aの主張するような事実は、証拠上認められないし、そもそも契約として拘束力を有するのかどうか疑わしい。

また、仮に、原告Aが、O魚市場から、取引を停止、制限されていたとしても、本件では、生しらすを他の市場等に売却する等して、損害の発生が回避された可能性が高い。したがって、原告Aに損害は発生していない。

原告AがP魚市場から取引を停止、制限されたという主張についても、同様のことがいえる。

e ながらみ漁について

M漁協は、ながらみ漁について、平成9年度から同11年度まで、5月から7月までの期間で実施することを決議している。これに対し、平成12年度及び同13年度においては、9月から10月の期間で実施する旨を決議している。

ながらみ漁がこれまでどおりの時期に実施されなかったからといって、それを本件誤接続と相当因果関係のある損害であると主張するのは困難である。

(ウ) 原告Bについて

原告Bの主張する損害の算定方法は、期待水揚量、期待売上高等を基礎とし、豊漁を前提としながら豊漁による供給過剰等に基づく売上高の減少要素等を全く考慮していないものであって、極めて不自然なものであることは明白である。

また、過去3年間の売上高の平均と平成12年とを比較した場合、売上高の減少は135万5432円であるが、これは売上高の5パーセント程度にすぎず、本件誤接続と相当因果関係のある損害とはいえない。

(エ) 原告Cについて

原告Cは、観光地引き網につき、売上高の減少があったと主張しているところ、同原告は、平成13年にも損害が発生していると主張しているが、平成13年の売上高は平成11年の売上高を大きく上回っている

上、原告Aの観光地引き網の損害が平成13年以降発生していないことを考慮すると、損害が発生しているとはいえない。

平成12年の売上高についても、平成11年の売上高と遜色がなく、本件誤接続と相当因果関係のある損害が発生しているとはいえない。

なお、原告Cは、平成12年に8件の観光地引き網のキャンセルがあったと主張するが、平成11年にも16件のキャンセルが発生しており同年の方がキャンセル数、キャンセル割合とも高いことからすれば、平成12年のキャンセルは、本件誤接続と相当因果関係を有するものではない。

(オ) 原告Dについて

原告Dの粗利については、過去3年間と比較した場合に、確かに、平成12年は減少しているようである。

しかし、もともと、平成11年12月から平成12年3月までの仕入量は、例年に比べて極端に少なかったものであり、これは不漁に基づくものである。

なお、原告Dは、黒潮の流れからしてしらす鰻が豊漁になる直前に本件ダイオキシン事故が発生した旨主張するが、何の客観的、科学的根拠もない。

第3 争点に対する判断

1 争点(1) (本件補償契約締結権限の授与) について

(1) 漁協の総会決議による委任はあったか

ア 被告は、両漁協による本件各決議が、議決に参加しなかった者、議決に反対した者を含めて、両漁協のすべての組合員（及び原告D）を拘束し、本件ダイオキシン事故に関する損害補償については一切の権限を組合長に委任するものであると主張し、その根拠として、水産業協同組合法11条1項14号及び同16号が、漁協は、「組合員の経済的地位の改善のため

にする団体協約の締結」及び「前各号の事業に附帯する事業」を行うことができる」と定めていることを挙げる。

しかし、漁協等の水産業協同組合の目的は、事業を行うことによって、組合員のために直接の奉仕をすること（水産業協同組合法4条）であり、漁協が団体協約（組合と相手方との間で結ばれる一種の契約）を締結することができる」と定めた同法11条1項14号の趣旨も、経済的に弱い立場にある個々の組合員が、組合を通じて、相手方との間で魚介類の取引価格や代金の支払方法に関する集団契約を結ぶことにより、相手方と対等な地位を確保することができるようにすること等によって、組合員の「経済的地位」を改善することにあるから、漁協が、既に発生している個々の組合員の個別的権利を、多数決の原理に基づき、総会決議によって第三者に委ね、処分することは、同条項の意図するところではないというべきである。

本件においても、本件ダイオキシン事故により、漁協「自体」が、何らかの損害を被ったのであれば、漁協が、多数決による総会決議によってその損害賠償請求権を処分することができると言い得るかもしれないが、本件ダイオキシン事故により個々の組合員が被った損害に関する損害賠償請求権は、飽くまで組合員が個人として有する権利であるから、これを、漁協が、組合員から委任を受けることなく、総会決議に欠席した者や反対した者の権利も含めて、多数決の原理に基づく総会決議によって処分することができるとは認め難い。

イ 被告は、両漁協には、補償交渉及び補償契約締結の委任に関し、総会の決議によって決定するという慣行が存在していたから、本件各決議の効力は組合員を拘束する旨主張する。しかし、補償交渉及び補償契約締結の委任に関し、総会の決議によって決定された例が多数存在するとの証拠は存在せず、仮に、そのような方法を執った事例において問題が生じなかったことがあったとしても、それはたまたま不満が出ず問題化しなかったとい

うにすぎないのであり，組合員が法的に総会決議に拘束されるとの慣行が成立していると認めるには不十分であり，当該補償契約の締結の後，組合員らが補償契約の内容につき追認をするなどの特段の事情がなければ，総会の決議がその意に反して組合員を拘束することはできないというべきところ，本件の原告らについては，本件各決議に関し，そのような事情が存在したとは認められないから，被告のこの点での主張も，本件各決議によって原告らの権利を処分できる根拠とはなり得ないというべきである。

ウ よって，これらの点に関する被告の主張はいずれも採用できない。

(2) 原告らによる個別的な委任はあったか

ア 原告Bについて

被告は，原告Bが，Iに対し，本件補償契約の締結に先立ち，原告Bを代理して本件補償契約を締結する権限を個別的に授与したと主張し，その根拠として，原告Bが本件通常総会に出席し，「ダイオキシン問題」をIに委任する旨の決議に賛成し，本件通常総会において，「組合長におまかせします。よろしくおとりはかりをして下さい。」と発言したこと等を挙げている。

しかし，本件のように多数の損害賠償請求権者が代表者を立てて相手方との間で補償契約を締結しようとする場合には，通常，代表者と相手方との間の交渉の過程で，一応の契約案がまとまった段階で，代表者が，各損害賠償請求権者に対し，いったん，契約案を開示して，各損害賠償請求権者の同意を得た上で，最終的な契約締結に至るのが一般的な手続である（なお，本件では，本件補償契約の締結まで，原告らに対し，本件補償契約の内容は知らされていない。）。

これに対し，被告が主張するように，原告らが，本件補償契約に関して，契約締結のために交渉を行う権限のみならず，補償金額を決定する権限までも一任してしまうということは，当該権利の処分に関して，ほとんどそ

のすべてを当該第三者に任せてしまうということであり、全面的な権限を委任することに当たるといふべきであるから、仮に、そのような委任が行われるとすれば、委任の際には、極めて慎重、確実に、委任者の意思確認が行われ、その旨明示されるのが通常であると考えられる。

ところが、本件通常総会の第10号議案「その他」に関する議事録には、「ダイオキシン委任の件」、「H12, 3, 25」突然発生し組合をはじめ県漁連藤沢市の御協力御努力により補償問題も進んでおります。R地区10組合長の会議も再々開き大変尽力を尽くしていられます。総会においても、ダイオキシン問題はI組合長に委任致しますのでよろしくお願ひします。組合員から満場一致で可決成立致しました。」との記載が存在するのみであるところ、「ダイオキシン問題はI組合長に委任致します」という程度の上記記載では、本件ダイオキシン事故に関する原告らの損害賠償請求権に関して、いかなる権限が、いかなる範囲で授与されたのかが、全く不明確であるというほかに、上記決議を受けてされた原告Bの上記発言についても、被告が主張するような全面的な権限を授与するという意思でされたのかどうか判然としないといわざるを得ない。

さらに、上記決議において、仮に、本件補償契約の締結権限のような全面的な権限の授与が、個別的にせよ行われたのであれば、後々、組合員のうち誰が本件補償契約の締結権限を授与し、誰が授与していないのかが問題となり得ると考えられるが、本件では、本件通常総会の議事録(乙13)を見ても、組合員のうち誰が同総会に出席し上記決議に賛成したのかは記載されていない上、本件では、個々の組合員から組合長に対して「その他」という案件についての決議の委任を超えて、本件補償契約締結権を個別に授権することを委任することを前提とした委任状等の書面が提出されたような事実もないのであるから、本件で、本件通常総会に参加して、個別授権をする意思で決議に賛成した者を特定することは不可能であるというほ

かなく、上記決議の手續は、被告が主張する授權内容の重要さに比べて、あまりにも杜撰であったといわざるを得ない。

加えて、本件通常総会の開催通知には、上記議決の内容について「その他」としか記載されておらず、各組合員には、本件通常総会の開催以前に、上記のような全面的な権限を委任するかどうかについて検討する機会も与えられていなかったものと考えられる（なお、本件通常総会に実際に出席した組合員の数も、結果的には、全52名中21名にすぎず、同総会において、上記決議の内容を知ってこれに賛同した組合員の数も、組合員全体の4割程度にすぎなかった。）。

このように、上記決議が、被告が主張するような全面的な授權内容と比較して、その内容が極めてあいまいであり、かつ、手續が杜撰であること等からすれば、原告Bが、たとえ上記決議に賛成していたとしても、その際と同原告の意思が、本件補償契約の締結に向けた交渉権限のみならず、いくら金額で同契約を締結するかという全面的な権限を一任する意思であったとまでは、認め難いといわざるを得ない。

なお、被告は、原告Bが、上記決議以降、同人が弁護士を通じて受任通知を送るまで、何ら被告との間で個別的な交渉を行わず、また、漁協において行われたサンプル調査にも参加し、協力したこと等の事実を挙げ、これらの事実が、本件補償契約の締結権限の授与が行われたことを基礎付ける重要な事実である旨主張する。しかし、原告らは、対策協議会と被告とが、本件補償契約の締結に向けて交渉すること自体は、これを容認していたというべきであるから、Iが組合長として被告と補償交渉をするにつき上記のような協力をすることは自然なことであり、したがって、上記のような事情があるからといって、原告らが、Iに対し、被告と補償交渉をすることを超えて、本件補償契約の締結を一任するという全面的な授權を行ったということまで認めることはできない。

なお、被告は、補償契約の締結権限のない補償交渉権限は何ら紛争の解決に資するものではない旨主張するが、補償契約の締結権限のない補償交渉権限であっても、各漁協の組合員が合計700名以上に達していたこと（証人J）を考えれば、そのような交渉権限も、十分、紛争の早期解決に資するものであったというべきであり、被告の主張は、採用できない。

以上のとおりであるから、本件では、原告Bが、Iに対し、本件補償契約の締結権限を授与したと認めることはできない。

イ 原告A、原告C及び原告Dについて

被告は、原告A、原告C及び原告Dについても、同原告らが、本件各決議以降、弁護士を通じて受任通知を送るまで、何ら被告との間で個別的な交渉を行わず、また、漁協において行われたサンプル調査にも参加、協力していること等を根拠に、同人らから両漁協の組合長らに対し、本件補償契約の締結権限が授与されたと主張する。

しかし、上記アで述べたとおり、原告らは、対策協議会と被告とが、本件補償契約の締結に向けて交渉すること自体は、これを容認し、協力していたというべきものの、被告が主張するような事情だけでは、補償金額の合意を含めた全面的な契約締結権限まで組合長らに授権したと認めることはできない。

したがって、原告A、原告C及び原告Dが、I又はHに対し、本件補償契約の締結権限を授与したと認めることはできない。

(3) まとめ

以上のとおり、原告らが、両漁協の代表理事組合長らに対し、本件補償契約の締結権限を授与したと認めることはできず、この点に関する被告の主張には理由がない。

2 争点(2) (相当因果関係) について

原告らは、本件ダイオキシン事故が発生し、それがマスコミによって報道さ

れたことにより、原告らに営業損害が発生したと主張する。

(1) まず、本件ダイオキシン事故に関してどのような報道が行われたかを検討する。

前記第2, 1, (4)のとおり、本件ダイオキシン事故の発生は、環境庁らの記者会見が行われた本件報道日以降、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等において大きく取り上げられ、全国的に広く報道された。(甲3の1ないし3の24)

その報道内容は、「高濃度ダイオキシン流出」、「被告藤沢工場 基準の8000倍 雨水路に」、「超高濃度ダイオキシン」、「藤沢市の工場近くの川 基準の8100倍検出」等のショッキングな見出しが付けられたものであり、少なくとも平成12年3月25日ころの新聞記事には、環境科学に関する専門家等により、相模湾の魚介類にダイオキシン類が蓄積されているおそれがある旨のコメントや解説記事が掲載されていた。

(2) ところで、ダイオキシン類の毒性が極めて強いことは平成12年当時において一般的に広く知られていたものであり（公知の事実である。）、ダイオキシン類の流出が7年以上という長期間続いていたこと等を考え合わせると、一般の消費者が、上記(1)のような報道に接すれば、一時的にせよ、引地川近くで採れた海産物を買うことを控えたり、引地川近くで行われる観光地引き網への参加を見合わせたりすることは、消費者の心理として極めて高い蓋然性をもって予想されるというべきである。

(3) 上記(1)の報道内容に加え、原告らの業務がいずれも引地川の河口付近において行われ、又は、同河口付近で捕れた魚介類に関して行われていたことや、本件報道日から1週間も経たないうちに、各漁協によって対策協議会が結成され、被告に対して補償を求め始めていること等の事情に照らせば、本件ダイオキシン事故を理由に観光地引き網の予約のキャンセル等が生じたという原告A代表者及び原告Cの供述、市場からしらす等の引き取りを断られ

たという原告A代表者の供述，しらす等の販売に関する客足が減ったという原告A代表者の供述及び証人Fの証言，しらす鰻の採捕人が漁に出なくなったという原告Dの供述は，いずれも，その件数や金額は別としても，少なくともそのような事実があったという点に関しては，信用できるというべきである。

- (4) その後，平成12年3月27日には，環境庁及び神奈川県により，相模湾のしらすは安全である旨の発表がされており，同年5月31日には，環境庁らの連絡調整会議により，正式に，「周辺環境調査の結果や利水実体等から判断して，周辺地域での日常生活，周辺海域での海水浴等のレジャー活動及び周辺海域で水揚げされる魚介類の摂取によって，健康に影響が生じるおそれはないものと判断される。」旨の安全宣言が出されていること等からすれば，同日以降，上記報道が原告らの営業に及ぼす影響は，暫減していったものと考えられる。

しかし，環境庁らの連絡調整会議による上記発表においても，「引地川の魚類は比較的高濃度のダイオキシン類が検出されていることから，食用に供さないことが望ましい。」と発表されていること等から考えれば，上記発表があったからといって，直ちにその効果が現れたと考えるべきではなく，原告らの営業に対する影響は，上記発表の後も，一定期間，継続したものと考えられる。

- (5) 以上を総合すると，少なくとも，本件では，本件ダイオキシン事故が生じなければ，同事故の報道を原因とする観光地引き網の予約キャンセル，市場からのしらす等の引取り拒否，しらす等の販売額の減少，しらす鰻の漁の中断等は生じなかったというべきであり，これらを原因とする原告らの営業損害も生じなかったというべきである。
- (6) 被告は，本件ダイオキシン事故に関するマスコミ報道が，あたかも引地川本流から基準の8100倍のダイオキシン類が検出されたような誤解を与

える内容であり，報道が適切にされていれば，原告らに風評被害が生ずることとはなかったと主張し，また，一部の市場関係者が，本件ダイオキシン事故に過度に反応して，自らの判断で取引中止等の措置を講じてしまったと主張するので検討する。

確かに，平成12年3月25日の読売新聞の「環境庁は・・・藤沢工場近くの引地川の水から，環境基準の最高8100倍に当たる8100ピコ・グラムと超高濃度のダイオキシン類が検出されたと発表した。」という記事のうち，「引地川の水から」と記載されている部分は，正確には，「雨水路（引地川水系稻荷雨水幹線）の水から」と記載すべきであり，報道内容が正確ではなかったという点は存在する。

しかし，本件ダイオキシン事故に対する報道の大多数は，適切に行われていたと認められる上，環境基準の8100倍というダイオキシン類の量は，たとえこれが雨水路において検出された数値であったとしても，付近住民に十分に脅威を与えるものであり，現に，上記雨水路の下流にある引地川の富士見橋付近においても，本件ダイオキシン事故の発生当時の環境庁の基準値である1pg-TEQ/Lを超える濃度のダイオキシン類が検出されていることを考慮すると，消費者に対し，引地川河口付近で採れた魚介類の買い控えを生じさせ，観光地引き網への参加をちゅうちょさせ得る数値であったと考えられる。

なお，市場関係者らの反応についても，本件のような報道が行われれば，公衆衛生を維持するという重大な責務を負っている市場関係者らが，仕入れを拒絶し，又は仕入れの量を減らすことは，通常かつ適切な判断であって，これが不当であるとは認められない。

(7) 以上を総合すれば，本件誤接続がなければ，本件ダイオキシン事故の報道を原因とする観光地引き網の予約キャンセル，市場からのしらす等の引き取り拒否，しらす等の販売額の減少，しらす鰻の漁の中止等は生じず，これ

らを原因とする原告らの営業損害も生じなかったというべきであるから、本件誤接続と、原告らの営業損害との間には、相当因果関係があると認められる。

3 争点(3) (原告らに発生した損害額) について

(1) まず、原告らの営業状況につき検討する。

前記争いのない事実等に下記の各項中に掲記した各証拠及び弁論の全趣旨を総合すると、次の各事実が認められる。

ア 原告Aの営業状況について（甲16の1ないし16の3，17，18の1，18の2，70の2ないし70の9，71，88，98，114ないし116，乙16ないし19，原告A代表者本人）

(ア) 原告Aの平成9年から同15年までの営業状況は、別表7（省略）のとおりであった。すなわち、原告Aは、青色申告を行っているから、各事業年度ごとに、当該事業年度に係る帳簿書類を備え付け、これに基づき申告をしていることが推認されるので、その青色申告書の記載は原告Aの営業実態をほぼ正確に記載していると認められる。そして、原告らの平成9年から同15年までの確定申告書の内容（原告Bについては平成9年から同12年まで）は、別表7（省略）のとおりであり、したがって、原告Aの平成9年から同15年までの営業状況は、別表7（省略）のとおりであると認められる。

(イ) 原告Aの総勘定元帳の記載（甲16号証の1を例にすると、「水揚げ売上」欄の「P魚市場」を除くその余の売上げの合計額が観光地引き網の売上高となる。）を基に、弁論の全趣旨を総合すると、原告Aの平成9年4月から同15年12月までの観光地引き網売上高は、別表1（省略）のとおりであったと認められる。

(ウ) 原告Aの総勘定元帳の記載（甲16号証の1を例にすると、「加工売上」欄の「(有) Q」を除くその余の売上げの合計額を売上高とし、

「仕入高」欄の「(有) Q」からの仕入額を仕入高とし、売上高から仕入高を控除した残額を粗利益とする。)を基に、弁論の全趣旨を総合すると、原告Aの平成9年3月25日から同15年3月24日までの直営店舗における売上高及び粗利は、別表1(省略)のとおりであったと認められる。

(エ) 原告Aは、O魚市場との間で、平成12年3月1日、生しらすを毎日1キログラム当たり少なくとも1150円で100キログラムを買い取る旨の契約を結んだ。

(オ) O魚市場は、原告Aからの生しらすの出荷受入を、平成12年3月25日から同年4月6日まで、合計13日間、本件ダイオキシン事故の魚介類への影響を懸念して、停止した。(甲17)

また、O魚市場は、平成12年4月7日から同月9日まで、生しらすにつき、合計174キログラムの出荷制限を行った。(甲88)

(カ) P魚市場は、原告Aからの生しらすの出荷受入を、平成12年3月25日から同月27日まで、同月29日及び同月30日、合計5日間、本件ダイオキシン事故の魚介類への影響を懸念して、停止した。(甲18の1)

また、P魚市場は、平成12年3月28日、同月31日から平成12年4月12日まで、生しらすにつき、出荷制限を行った。(甲18の2)

(キ) 原告Aの平成11年6月から同年7月までのながらみ漁による売上高は、240万円(消費税を含めて252万円)であった。(甲70の2ないし70の9。なお甲16の1の「加工売上」欄8頁の「8月6日」の「289万8000円」の一部として入金。〔甲71〕)

イ 原告Bの営業状況について(甲26ないし31, 77ないし80, 99, 105ないし107, 証人F)

原告Bの平成9年3月25日から同15年3月24日までの売上高は、

別表4（省略）のとおりであった。このことは、原告Bが日常つけている帳簿（甲31）の記載と確定申告書（甲77，78）の記載とがおおよそ合致していることから認めることができる。

ウ 原告Cの営業状況について（甲20ないし24，54，55，73ないし76，100，102ないし104，原告C本人）

原告Cの平成10年4月から同15年11月までの観光地引き網売上高は、別表2（省略）のとおりであった。このことは、確定申告書類（甲73ないし76，102ないし104）と帳簿類（甲21ないし23，54，55）とが一応の整合性を有していることから信用することができる。なお、確定申告における平成14年及び平成15年の売上額（甲103，104）は、代分け分60パーセントが除外して計上されているので、別表2（省略）にはその額を加えている。

エ 原告Dの営業状況について（甲32ないし37，56，82ないし86，101，109ないし111，原告D本人）

(ア) 原告Dは、漁協には所属していない。

(イ) 原告Dの平成9年から同15年までの営業状況は、別表7（省略）のとおりであった。このことは、確定申告書類（甲83ないし86，109ないし111）と帳簿類（甲33ないし37，56）とが整合性を有することから信用することができる。

(ウ) 原告Dの平成9年から同15年までの各3月及び4月のしらす鰻の売上高は、別表5（省略）のとおりであった。

(2) 原告Aの損害について

ア 売上高全体の検討

原告Aについては、平成9年から同15年までの売上高全体の推移をみる限り、売上高は順調に伸びて来ており、本件ダイオキシン事故が発生した平成12年の売上げは全体として平成11年の売上げの8.25パーセ

ント増となっており、本件ダイオキシン事故を原因として、大きな損害が生じているものとは認められない。(別表7 省略)

また、原告Aの売上高を、水揚げ売上（観光地引き網の売上高等）と加工売上（直営店舗における売上高、市場への売上高等）に分けた上で、その推移を検討してみても、加工売上は、平成9年から同13年にかけて、売上高が順調に伸びている一方、水揚げ売上についても、平成12年は、前後1年に比べて若干売上高が少ない（平成12年の売上げは平成11年の売上げの8.52パーセント減）ものの、平成9年から同15年までの水揚げ売上の推移をトータルとして見れば、売上高は上下を繰り返しながらも、全体として増加傾向で推移していることが認められる。(別表7 省略)

イ 観光地引き網の売上減について

上記アのとおり、原告Aの売上高の増減を年単位でみた場合には、売上高の顕著な減少は見られないが、観光地引き網の売上高の変動を月単位で見た場合、平成12年の4月及び5月の売上高は、平成9年から同15年までの同時期の売上高と比較して、いずれも最少金額であり、平成12年6月の売上高も、平成9年から同11年までの同時期の売上高の平均額を大きく下回っており、平成12年4月から6月までの売上高の減少は顕著であると認められる。(別表1 省略)

そして、上記2で検討したとおり、原告Aに、本件ダイオキシン事故の報道に伴い、一定数の観光地引き網の予約のキャンセルがあったことを考えれば、平成12年4月から6月までの観光地引き網売上高の減少は、本件誤接続と相当因果関係のある損害というべきである。

なお、平成12年7月以降の観光地引き網の売上高については、売上高の顕著な減少は見られず（別表1 省略）、また、同年5月31日には、環境庁らの連絡調整会議により、引地川河口近くにおける観光地引き網の

実施を含めた安全宣言が出されていることから考えれば、この安全宣言以降、本件ダイオキシン事故の報道の影響は、暫減していったものと考えられる。

これらの事情を総合すれば、本件誤接続によって減少したと認められる観光地引き網の売上高は、平成12年の前後各2年の4月ないし6月の合計売上高の平均額である642万7939円から、平成12年の4月ないし6月の合計売上高である451万7359円を差し引いた差額である191万0580円と認めるのが相当である。

そして、この金額から、経費として、65パーセント（原告Aと同種の営業を営んでいる原告Cが、観光地引き網を行う際に乗組員に支払う賃金（代分け）が、観光地引き網の売上高の6割であることや、この代分け以外にも経費が生じていると認められること（甲22、原告C本人）等を考慮すると、原告Aの観光地引き網売上高の減少に伴って減少する経費は、売上高の65パーセントと解するのが相当である。）を差し引いた金額である66万8703円が、Aの観光地引き網の売上減少につき、本件誤接続と相当因果関係を有する損害というべきである。

ウ 直営店舗の粗利減について

原告Aは、本件ダイオキシン事故の報道以降、直営店舗における売上げの粗利が大きく減ったと主張している。

この点、原告Aの主張するとおり、原告Aの「加工売上」のうち、市場に出荷したものを除いた直営店舗における売上高や粗利は、本件報道日以降の1年間の売上高をみると、前後の1年間と比較して、減少が顕著であると認められる。（別表1 省略）

しかし、市場に出荷した生しらす等を含む「加工売上」全体の売上高をみると、これらの売上高は、平成12年においても、前年から順調に増加（前年比13.33パーセント増加）している。（別表7 省略）

これは、平成12年に、直営店舗の売上高が減少した額を大きく上回る金額の生しらす等が、市場へと出荷され、加工売上全体の売上高を増加させたことを表している。

この事実に、原告Aが、本件ダイオキシン事故が発生する前の時点で、既に、〇魚市場との間で、平成12年3月以降、〇魚市場に対し毎日100キログラム以上の生しらすを継続して出荷する旨の契約をしていたことを考え合わせれば、原告Aの直営店舗における売上高が減少したように見える部分のしらす等の多くは、市場に売却されて、加工売上の一部となったものと推認することができる。

なお、原告Aは、平成12年はしらすが豊漁であったから、本件ダイオキシン事故によって直営店舗の売上高が減少しなければ、市場への出荷量を増やすとともに、直営店舗でも前年どおりの量を販売することが可能であったと主張する。

しかし、① そもそも、原告Aは、平成12年においても、過去最高額の加工売上高（その大半がしらすに関係するものであると認められる。別表7）を記録しているのであるし、② しらすの豊漁に伴ってしらすの消費量まで増加するわけではなく、仮に豊漁であれば、その分、しらす漁にかかる時間を減らすこともあったと考えられること（証人F）、③ 平成9年から同14年までの間で神奈川県全体で最大量のしらす水揚げがあった年とされる平成9年（甲69）にも、原告Aの「加工売上」の金額は多額になっているわけではないこと（別表7 省略）等の各事情からすると、「平成12年はしらすが豊漁であったから、本件ダイオキシン事故によって直営店舗の売上高が減少しなければ、市場への出荷量を増やすとともに、直営店舗でも前年どおりの量を販売することが可能であった」という原告Aの主張をそのまま採用することはできないといわざるを得ない。ただし、平成13年及び同14年の加工売上の額は同12年の加工売上の額よりも

それぞれ15.66パーセント、10.54パーセント増加しているから、本件ダイオキシン事故による風評被害がなければ、市場への出荷量を保った上で、直営店舗における売上げを実際の売上げより一定程度増加させる余地はあったものと認められる。

以上によれば、本件ダイオキシン事故の報道の直後に、消費者によるしらす等の買い控えが生じ、それに伴って原告Aの直営店舗売上高が一定程度減少したことは否定し難いものの、それによって原告Aに生じたといえる損害は、上記のような事情を考慮すると、平成12年3月25日から同13年3月24日までの1年間の前後各2年間における直営店舗の粗利の平均額4143万6611円から、平成12年3月25日から同13年3月24日までの1年間の直営店舗の粗利の金額2579万7847円を差し引いた金額1563万8764円のうち、少なくとも1割に当たる156万3876円と認めるのが相当である。

エ 市場への出荷制限等について

上記(1)、アのとおり、本件では、原告Aが、平成12年3月から4月にかけて、O魚市場から、生しらすの出荷を制限（契約どおり出荷したと仮定すれば1474キログラム）された事実が認められる。

そして、原告Aが、少なくともO魚市場との間で、平成12年3月以降、毎日100キログラムの生しらすを、1キログラム当たり少なくとも1150円で卸す旨の契約を結んでいたことからすれば、この出荷制限により、原告Aには、一定の営業損害が生じたものと認められる。

しかし、本件では、出荷制限等がなければ原告AからO魚市場に対して実際に出荷されていたと予想される生しらすの量は、平成12年の出荷が制限されていない時期における実際の出荷量と比較すると、契約出荷量の9割程度であったと認められること（甲16の2）や、生しらすが市場に出荷できなくても、それらの一部を加工保存して時期を見て売るという方

法もあったこと（原告A代表者本人）、市場に対して出荷する量が減少すれば、それに伴って経費も減少すること、直営店舗の売上げに対する粗利益の割合は概ね70パーセントから80パーセントであること（別表1省略）等の諸事情を考慮すると、O魚市場の出荷制限により生じたと認められる損害は、契約どおりの量及び価格で出荷したと仮定した場合の売上高である1474キログラム×1150円＝169万5100円のうち、少なくとも6割である101万7060円と認めるのが相当である。

なお、P魚市場による出荷制限についても、原告Aに何らかの営業損害が生じたことは否定し難いが、Aと同市場との間には、契約関係はなく（原告A代表者本人）、また、出荷を制限した日の具体的な制限量に関する証明もないこと等からすれば、P魚市場による出荷制限によって生じたと認められる損害は、原告の主張する売上高の1割である3万1450円と認めるのが相当である。

オ ながらみ漁の中止について

(ア) 原告Aは、M漁協の理事会が、平成12年の6月から7月のながらみ特別採捕申請決議を差し控えたことにより、ながらみ漁ができず、損害を被ったと主張するので検討する。

(イ) 各項中に掲記した各証拠によれば、ながらみ漁について以下の事実を認めることができる。

a M漁協は、平成9年4月14日、ながらみの特別採捕申請に当たり、採捕期間を同年5月6日から7月31日までの間の20日間とする旨の理事会決議をした。（甲89）

b M漁協は、平成10年4月9日、ながらみの特別採捕申請に当たり、採捕期間を同年6月1日から7月31日までとする旨の理事会決議をした。（甲90）

c M漁協は、平成11年5月31日、ながらみの特別採捕申請に当た

り、採捕期間を同年6月10日から7月31日までとする旨の理事会決議をした。(甲91)

d M漁協は、平成12年8月2日、ながらみの特別採捕申請に当たり、採捕期間を同年9月1日から10月31日までとする旨の理事会決議をした。(甲93)

なお、同漁協は、平成12年4月17日の理事会では、ながらみの特別採捕申請に関する決議を行わなかった。(甲92)

e M漁協は、平成13年6月21日、ながらみの特別採捕申請につき、採捕期間が夏場の暑い時期では出荷の面で難しいので、9月ころ様子を見て申請することとする旨の理事会決議をした。(甲94)

(ウ) 上記(イ)で認定したとおり、本件では、M漁協の理事会において明確にながらみ漁の中止が決議された旨の議事録は存在せず、むしろ、平成12年8月2日の理事会では、前年と採捕時期は変わっているものの、同程度の長さの期間について、ながらみの特別採捕申請が行われており、翌年の平成13年においても、採捕期間が夏場の暑い時期では出荷の面で難しいという理由から、平成12年と同様の時期を採捕期間として、ながらみの特別採捕申請をすることとしているのであるから、このながらみ漁に関して、M漁協の理事会が、平成12年の6月から7月のながらみ特別採捕申請決議を差し控えたことにより原告Aに損害が生じたという事実は認められないものである。

カ 弁護士費用 33万円

上記損害額328万1089円の合計の約1割である33万円を相当因果関係のある弁護士費用と認める。

キ 合計 361万1089円

(3) 原告Bの損害について

ア しらす等の売上減について

原告Bの損害については、平成12年前後の売上高の変動を月単位でみた場合、平成12年の4月から6月までの売上高は、平成10年から同14年までの同時期の売上高の平均額を大きく下回っており、減少が顕著であると認められる。(別表4 省略)

そして、本件ダイオキシン事故の報道の直後に、しらす等の買い控えが一定程度生じたと認められることを考慮すれば、平成12年4月から6月までの原告Bの売上高の減少は、本件誤接続と相当因果関係のある損害と認められる。

しかし、原告Bの平成12年7月以降の売上高には、目立った減少はみられず、同年5月31日に環境庁らの連絡調整会議による安全宣言が出されていること等も考慮すれば、この安全宣言以降、本件ダイオキシン事故による影響は暫減していったものと考えられる。

したがって、本件誤接続によって原告Bに生じたといえる損害は、平成12年3月25日から同13年3月24日までの1年間の前後各2年間の4月から6月までの売上高の平均額968万8623円(別表4 省略)から、平成12年3月25日から同13年3月24日までの1年間の4月から6月までの売上高777万9781円(別表4 省略)を差し引いた金額である190万8842円に、売上高が減少するに伴って経費も減少することや、しらすの直売による売上高が減少しても、その一部を市場へ出荷して補てんするという方法も考えられたこと、しらすの一部を加工保存して時期を見て売るといった方法も存在したこと(証人F)等の事情を考慮して、少なくとも、上記売上高の6割である114万5305円を損害と認めるのが相当である。

なお、原告Bは、損害額の算定に関して、「平成12年は、豊漁であったにもかかわらず、本件ダイオキシン事故が報道され、原告Bの売上高が減ったために、同原告は、平年に比べてしらす漁の稼働時間を大幅に減ら

さざるを得なかった。仮に、本件ダイオキシン事故が発生せず、原告Bが平年どおり操業していたとすれば、稼働時間に比例した売上高の増加が期待できたはずである。」という趣旨の主張をしている。

しかし、仮に平成12年が豊漁であり、かつ、本件ダイオキシン事故がなかったとしても、しらすの消費量は、豊漁に比例して増加するわけではなく、仮に豊漁であれば、その分、しらす漁にかかる時間を減らすこともあったと考えられること（証人F）等に照らせば、本件ダイオキシン事故がなかった場合に例年以上に利益が上がるまで認めることはできず、原告Bの上記主張は採用できない。

イ 弁護士費用 12万円

上記損害額の約1割である12万円を相当因果関係のある弁護士費用と認める。

ウ 合計 126万5305円

(4) 原告Cの損害について

ア 観光地引き網の売上減について

原告Cの損害については、平成12年前後の観光地引き網の売上高の変動を月単位でみた場合、平成12年の4月から6月までの売上高は、平成10年から同14年までの同時期の売上高の平均額を大きく下回っており、減少が顕著であると認められる。（別表2 省略）

したがって、平成12年4月から6月までの観光地引き網の売上高の減少は、本件誤接続と相当因果関係のある損害と認められる。

しかし、原告Cの平成12年7月以降の売上高は、いずれも過去最高額を記録しており（別表2 省略）、同年5月31日に環境庁らの連絡調整会議による安全宣言が出されていること等も考慮すれば、この安全宣言以降、本件ダイオキシン事故による影響は暫減していったものと考えられ、少なくとも、平成12年に加え、平成13年にも営業損害が生じていたと

いう原告Cの主張は採用できないといわざるを得ない。

したがって、原告Cの平成12年の前後各2年の4月から6月までの観光地引き網売上高の平均298万1250円から、平成12年4月から6月までの観光地引き網売上高144万円を差し引いた金額154万1250円のうち、経費65パーセントを差し引いた53万9438円を損害と認めるのが相当である。

イ 弁護士費用 5万円

上記損害額の約1割である5万円を相当因果関係のある弁護士費用と認める。

ウ 合計 58万9438円

(5) 原告Dの損害について

ア しらす鰻の粗利減

原告Dは、毎年12月から翌年の4月にかけて、しらす鰻の仲買業を行っているところ、同原告の売上高には、年ごとに大きなばらつきがみられるものの、平成12年4月の売上高は、他の年の4月の売上高に比べて、減少が顕著であると認められる。(別表5 省略)

しかし、原告Dの売上高が減少する場合、それに伴ってしらす鰻の仕入代金(平成9年から同15年までの利益率を平均すると約3割であると認められる。別表7 省略)を含む諸費用も減少することや、平成12年においては2月までしらす鰻が不漁であったこと(原告D本人、別表5 省略)等の諸事情を考慮すると、本件では、本件ダイオキシン事故により、しらす鰻の仕入れが一時的に困難になったことは否定し難いものの、それによって原告Dに生じた損害は、平成12年の前後各3年(原告Dについては、年ごとの売上高のばらつきが大きいため、前後各3年の売上高を基準とする。)の3月及び4月の売上高の平均額90万1565円から、平成12年の3月及び4月の売上高合計34万4450円を差し引いた金額

55万7115円のうち、少なくとも3割である16万7135円と認めるのが相当である。

なお、原告Dは、平成12年当時の黒潮の流形を根拠に、平成12年4月にはしらす鰻が豊漁になるはずであったと主張するが、同原告の供述以外にその具体的な根拠は存在せず、また、実際にしらす鰻が豊漁であった平成11年1月の黒潮の流形は、同原告が証言するような豊漁を示す黒潮の流形ではなかったのであるから、この事実にも照らしても、同原告が主張する根拠は弱いといわざるを得ず、同原告の主張は採用できない。

イ 弁護士費用 2万円

上記損害額16万7135円の約1割である2万円を相当因果関係のある弁護士費用と認める。

ウ 合計 18万7135円

(6) 慰謝料について

原告らは、本件ダイオキシン事故が発生したことによって、自らの生業を失うことへの不安を余儀なくされる等、精神的損害を被ったと主張する。

しかし、上記認定のとおり、原告らの営業損害は、原告らの通常の売上高に比べれば、決して多額とはいえないものであり、この損害についても、発生した者については補償を受けられることを考慮すると、本件では、原告らが、このような営業損害に加えて、さらに、慰謝料請求権を発生させるような精神的損害を受けたと認めることはできない。

4 被告の責任

被告は、原告らに対し、不法行為の工作物責任に基づき、上記3、(2)ないし(5)の損害金及びこれらに対する不法行為日の後である平成12年3月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

5 結論

以上のとおり，原告らの請求は，被告に対し，原告Aにつき，361万1089円，原告Bにつき，126万5305円，原告Cにつき，58万9438円，原告Dにつき，18万7135円及びこれらに対する平成12年3月24日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し，その余は理由がないから棄却することとし，訴訟費用について民事訴訟法61条及び同法64条，65条を，仮執行宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して，主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第4民事部

裁判長裁判官 小 林 正

裁判官 志 田 原 信 三

裁判官 高 倉 文 彦